

令和5年5月2日

入間市立小・中学校保護者 様

入間市教育委員会  
教育長 中田 一平

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策  
について

日頃より、本市の教育行政並びに、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、国や埼玉県教育委員会の方針を受け、入間市教育委員会として各小中学校における新型コロナウイルス感染症予防対策について、**令和5年5月8日より**下記のとおり変更いたします。

つきましては、主な変更点について下記事項を御確認いただくとともに、引き続き健康観察など、感染防止について御協力をお願いいたします。(太字は特に留意いただきたい点です)

記

1 健康観察について

(ア) **発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理して登校しないようお願いします。**

(イ) **リーバへの毎朝の検温報告は不要にする予定です。**

※検温不要のリーバーの設定が変更できるのは、正式版が6月1日からの予定ですが、**準備ができ次第開始する予定**です。検温不要の連絡が来るまでは、引き続き、毎朝の検温の入力をお願いします。

※プール指導時や感染流行時など、必要に応じて検温等のお願いすることもございますので、その際にはご協力をお願いします。

(ウ) 引き続き**毎朝の健康チェックと出欠確認は継続**します。

2 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の児童生徒の対応について

令和5年5月8日以降は、**濃厚接触者としての特定を行いません**。したがって次の場合においても、**直ちに出席停止の対象とはなりません**。

・同居している家族が陽性となった場合

・学校で陽性者と接触があった児童生徒等のうち、**感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合**

なお、これに伴い入間市における「登校判断基準」は、**廃止**いたします。

- 3 マスクの着用について（大きな変更はありません）
- （ア）学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。
  - （イ）**マスクを外したい児童生徒が外しやすい環境となるよう配慮します。**
  - （ウ）熱中症のリスクを踏まえ、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時など場面に応じてマスクを外すよう指導します。
  - （エ）感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、そういった者にマスクの着脱を強いることのないようにします。
  - （オ）児童生徒の間でも、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。
  - （カ）咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。
    - 3つの咳エチケット
    - 咳・くしゃみをするとき…
      - ①マスクを着用する（口や鼻を覆う） （マスクがある時）
      - ②ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う （マスクがない時）
      - ③袖で口・鼻を覆う （とっさの時）
- 4 昼食・給食（大きな変更はありません）
- （ア）「黙食」を求めません。ただし、食事前後の手洗いの指導や適切な換気を実施するとともに、会食中は大声の会話を控え、飛沫を飛ばさないように指導します。
  - （イ）**給食の時間を利用した食育（バランスよく食べることの大切さ、仲間と味わう食事の楽しさ等）の推進に配慮します。**
- 5 **感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策について**
- 学校において感染が拡大、又は拡大するおそれがある状況が生じるなど**感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染対策を検討・実施**します。なお、対策を講じる場合は、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級や学年単位など必要な範囲及び活動にとどめるものとします。
- （ア）マスクの取扱いについて
 

感染流行時等には、状況に応じて教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることがないようにします。
  - （ウ）活動場面ごとの感染症対策
 

感染流行時等には、状況に応じて、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて

    - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
    - ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じます。

6 陽性者発生時等の対応について  
 児童生徒の出欠席の取扱いは、表1、表2のとおり扱います。

(1) 児童生徒が陽性者等となった時

表1 出席停止の取扱い

	対象者	期 間
①	陽性者	<b>【有症状者の場合】</b> <b>発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</b>  「症状が軽快」・・・解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。
		<b>【無症状者の場合】</b> 陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで。ただし、出席停止期間中に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで」の期間とする。
②	体調不良者のうち <b>医師等から登校を控えるよう指示された者</b> （①を除く）	<b>学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで</b>

なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、児童生徒等に対してマスクの着用を推奨します。ただし、その場合もマスクの着用を強いることはありません。

(2) その他 特別な事情がある場合

表2 「欠席」の扱いとしない場合

**学級あるいは学校内に陽性者が確認された場合等において適用します。**

	対象者	期 間
①	<b>医療的ケア児・基礎疾患児で医師等から登校を控えるよう指示された者</b>	<b>主治医の見解</b> を保護者に確認の上、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」
②	保護者から <b>感染不安で休ませたいと相談があった者で、かつ、校長が合理的な理由があると判断した者</b>	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」

7 臨時休業の措置について

各学校において、校内で感染が広がっていると考えられる場合には、学校の一部又は全部の臨時休業を措置します。**臨時休業の目安は表3のとおり**とします。

なお、臨時休業の種類は、その感染が広がっているおそのの範囲に応じて、**学級や学年単位など必要な範囲にとどめるもの**とします。

表3 臨時休業の目安

	種類	目 安						
①	学級閉鎖	<p><b>同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者が合わせて15～20%以上いる場合に、学校医の意見を参考にして、学級閉鎖を措置します。当該期間は5日間程度を目安とします。</b></p> <p>&lt;学級閉鎖の目安&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在籍児童生徒数</th> <th>適用する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>20人以下</b></td> <td><b>20%</b></td> </tr> <tr> <td><b>20人以上</b></td> <td><b>15%</b></td> </tr> </tbody> </table>	在籍児童生徒数	適用する割合	<b>20人以下</b>	<b>20%</b>	<b>20人以上</b>	<b>15%</b>
在籍児童生徒数	適用する割合							
<b>20人以下</b>	<b>20%</b>							
<b>20人以上</b>	<b>15%</b>							
②	学年閉鎖	<p><b>複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を措置します。</b>措置の検討にあたり、当該学年内の陽性者・体調不良者等の発生状況等を踏まえ、学校医の意見を参考にして判断します。</p>						
③	学校閉鎖	<p><b>複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校閉鎖を措置します。</b>措置の検討にあたり、学校内の陽性者・体調不良者等の発生状況等を踏まえ、学校医の意見を参考にして判断します。</p>						
④	臨時休業の解除 (授業の再開)	<p><b>出席停止が適当と考えられる児童生徒を除き、学校医の助言も踏まえ授業を再開</b>します。</p>						

担当：入間市役所学校教育課 04-2964-1111